

平成 27 年 6 月 8 日

局所排気装置等定期自主検査者スキルアップ講習のお知らせ

現在、大学等で使用している局所排気装置は労働安全衛生法第 45 条に基づき定期自主検査が義務付けられており、常に適正な性能での使用が求められております。また、検査時において異常が見受けられた場合、直ちに補修をしなければならないこと（Ex.有機溶剤中毒予防規則第 23 条、特化則等にも同じ条文あり）も合わせて求められております。

そこで本講習では湿式・乾式スクラバー式ドラフトチャンバーを用いて定期自主検査を実施し、屋内、屋外にそれぞれ問題がある（制御風速が規定値以下になる）箇所を検査の中で発見し、機能回復させる技術を習得することを目指します。

1. 日時・場所

平成 27 年 8 月 7 日（金）8:30～ 茨城大学工学部 N6 棟 1F101 実験室

2. 参加要件

大学等において日常的に局所排気装置の維持・管理をなされている方を対象

3. 申し込み締め切り

平成 27 年 7 月 31 日（金） 茨城大学金澤 (hkana@mx.ibaraki.ac.jp) まで

4. スケジュール

	1 班	2 班
8 : 30 ~ 9 : 00	受付（茨城大学工学部 N6 棟 1F101 実験室内）	
9 : 00 ~ 12 : 00	湿式スクラバー式ドラフトの 検査ならびにメンテナンス	乾式スクラバー式ドラフトの 検査ならびにメンテナンス
12:00 ~ 13:00	昼食	
13:00 ~ 16 : 00	乾式スクラバー式ドラフトの 検査ならびにメンテナンス	湿式スクラバー式ドラフトの 検査ならびにメンテナンス
16:00 ~ 16:30	質問・意見交換	

*時間があれば湿式スクラバーで用いている電磁弁の清掃も実施予定

5. その他

1. 服装は日常使用している作業着で構いませんが、著しく汚れる可能性が御座いますのでご了承のほど、よろしくお願いたします。ヘルメットはこちらで用意します。
2. 当日、検査シートは当大学で使用しているものを配布いたします。教科書として実務者連絡会で配布した「局所排気装置の維持管理－大学等における実務マニュアル」を一部使用する予定ですので、ご持参していただければ幸いです。

教科書の問い合わせ先は下記アドレスを参考にして下さい。

http://www.daikankyo-eng.org/public/news/fume_hood_form.pdf